



明らかにすることが目的であります。が、若し現在の事実と法令に基いて審判しますと、刑の廃止、大赦又は時効を完成によりまして免訴の判決を言い渡さなければならぬ場合が大部分となる虞れがあります。それではこの裁判をする目的を達することができませんので、原判決当時の事実及び刑罰法令に基いて審判することといたしております。

連合国人が原判決によつて損害を受けたことが明らかになつたときは、国はその者を原判決前の地位に回復するか、又はその者に対してもそれべの事情の下において公正且つ平衡な救済を與えるのであります。その地位の回復又は救済の手続について別に法律で定めることといたしております。

この法律案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定において規定されている事項のうち、民事に関するものについて特別の定をしようとするものであります。即ち同協定第十八條三項においては、安全保障條約に基き日本国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊の活動に起因する不法行為上の損害については、日本国の被用者の行動から生ずる請求に関する日本の法令に従つて、日本がその賠償をすべきことが定めら

では、合衆国駐留軍の使用する施設又は区域内にある私有の動産に対して強制執行をする場合には、合衆国の当該区域の権利義務に直接関係のある事項である動産を差押えて日本国に引き渡すべきことが定められているのです。以上の二点はいずれも国民にいたしますためには、法律で特別の定めをする必要があるのです。よってこの法律案におきましては、第一條から第四條までにおいて合衆国駐留軍の活動に起因する不法行為上の損害については、国が不法行為に関する法規の規定の例に従つてその賠償の責任を負うこと、その他損害の賠償に関する事項を規定し、第五條において、合衆国駐留軍の使用する施設又は区域内にある動産に対する強制執行について民事訴訟法の特例を規定したのであります。

以上簡単でありますが、この法律案の提案の理由を証明いたしました。とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられることを希望いたします。

次に只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案につき、提案の理由を御説明申上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の発効に伴い、同條約第三條に基き、日本国内及びその附近に準備されるアメリカ合衆国軍隊に関する事項につき、提案の理由を御説明申上げます。

れ、又同協定第十八條第六項(B)においては、合衆国駐留軍の使用する施設又は区域内にある私有の動産に対する強制執行をする場合には、合衆国の当局が日本国の裁判所の要請に基き、それらの動産を差押えて日本国の当局に引き渡すべきことが定められているのです。あります。以上の二点はいずれも国民の権利義務に直接関係のある事項でありまして、行政協定の右の規定を実施いたしますためには、法律で特別の定を定める必要があります。よってこの法律案におきましては、第一條から第四條までにおいて合衆国駐留軍の活動に起因する不法行為上の損害についての規定の例に従つてその賠償の責任を負うこと、その他損害の賠償に関する事項を規定し、第五條において、合衆国駐留軍の使用する施設又は区域内にある動産に対する強制執行について民事訴訟法の特例を規定したのであります。

で、この法律案を提出することとしたものであります。申すまでもなく、アメリカ合衆国軍隊並びにその要員に対しましても、我が國既存の法令は原則としてその適用を見るのであります。ですが、右條第三條に基く行政協定の第十七條及び第二十三條等の條項により、刑事関係の法令について若干特別措置を必要といたしますので、その必要最小限度の規定をこの法律案に取入れた次第であります。従いまして、言換えますならば、この法律案に特別に規定していない事項につきましては、原則として既存の各法令が適用されることと相成るわけであります。

この法律案は第一章総則、第二章罪及び第三章刑事手続の三章二十九條と附則から成つておるのであります。ここにこの法律案の主要点を申上げます。

先ず第一章総則の章は一カ條であります。この法律において使用する語の定義を定めたのであります。この定義は主として右に述べました安全保障条約及び行政協定第一條に定めているところに従つたものであります。

次に、第二章罪の章は行政協定第十七條及び第二十三條に基くものであります。すべて八カ條より成り、合衆国軍隊が使用する施設又は区域で入ることを禁じた場所に入る等の罪、アメリカ合衆国軍事裁判所が裁判権を行使する他人の刑事被告事件に関する証拠を隠滅する等の罪、合衆国軍事裁判所における偽証の罪、合衆国軍隊の軍用物を損壊する等の罪、合衆国軍隊の機密を侵す罪及び合衆国軍隊の構成員の制服を不當に着用する罪について規定

で、この法律案を提出することとしたものです。申すまでもなく、アメリカ合衆国軍隊並びにその要員に対しましても、我が國既存の法令は原則としてその適用を見るのであります。ですが、右條第三條に基く行政協定の第十七條及び第二十三條等の條項により、刑事関係の法令について若干の特別措置を必要といたしますので、その必要最小限度の規定をこの法律案に取入れた次第であります。従いまして、言換えますならば、この法律案に特に規定していない事項につきましては、原則として既存の各法令が適用されることと相成るわけであります。

の法令によつてはその法益を保護する  
ことができるものばかりであります。  
す。又これららの規定について定められ  
てゐる法定刑につきましては、おおむ  
ね我が国現行法令又は過去の立法例を  
参考し、且つ新らしい事態に即応いた  
しますよう、努めて妥当を期したもの  
であります。

次に、第三章刑事手続の章は行政協  
定第十七條に基くものであります。  
すべて十一カ條より成り、日本國の法  
令による罪を犯したアメリカ合衆國軍  
隊の構成員、軍属又は家族の逮捕並び  
に合衆國軍隊への引渡し、合衆國軍隊  
の使用する施設又は区域内における逮  
捕その他人身を拘束する処分及び差  
押、捜索等の処分の執行、合衆國軍隊  
の使用する施設又は区域内等において  
逮捕された者についての日本側の受  
領、アメリカ合衆國軍事裁判所又は當  
局の刑事手続に対する我が國側の協力  
及び合衆國の軍事裁判所又は合衆國軍  
隊による扣留又は拘禁についての刑事  
補償法の適用など、いずれも刑事手続  
に関する現行の法令を以てしては处置  
し得ない問題を取上げて特別の規定を  
置いたものであります。これを要する  
に実体規定、手続規定を通じ、いずれ  
も必要最小限度の特則を置くといふ方  
針を堅持すると共に、一般国民の人権  
の保護につけてもできる限りの配慮を  
いたしております。

以上この法律案につきまして概略御  
説明申上げたのであります。何とぞ  
慎重審議のほどをお願いいたす次第  
であります。

○委員長(小野義夫君) 御質疑はもう  
今日はやめて……、これは小委員会に

したるものでありまして、いすれも既存の法令によつてはその法益を保護することができるものばかりであります。又これららの規定について定められている法定刑につきましては、おおむね我が国現行法令又は過去の立法例を参考し、且つ新らしい事態に即応いたしますよう、努めて妥当を期したものであります。

次に、第三章刑事手続の章は行政協定第十七條に基くものでありますて、すべて十一カ條より成り、日本国との法令による罪を犯したアメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族の逮捕並びに合衆国軍隊への引渡し、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における逮捕その他人身を拘束する处分及び差押、捜索等の処分の執行、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内等において逮捕された者についての日本側の受領、アメリカ合衆国軍事裁判所又は当局の刑事手続に対する我が国側の協力及び合衆国の軍事裁判所又は合衆国軍隊による拘留又は拘禁についての刑事補償法の適用など、いずれも刑事手続に関する現行の法令を以てしては処置し得ない問題を取り上げて特別の規定を置いたものであります。これを要する

○委員長(小野義夫君) 速記を始め  
て……。次に、下級裁判所の設立及び  
管轄区域に関する法律の一部を改正す  
る法律案、最高裁判所における民事上  
告事件の審判の特例に関する法律の一  
部を改正する法律案、裁判所職員定員  
法等の一部を改正する法律案、犯罪者  
予防更生法の一部を改正する法律案、  
以上四案につきまして政府の御説明を  
願います。

○政府委員(龍野喜一郎君) 只今議題  
となりました下級裁判所の設立及び管  
轄区域に関する法律の一部を改正する  
法律案につきまして、提案の理由を説  
明いたします。

改正の要点は、次の三点であります  
。第一点は、土地の状況及び交通の  
便否等に鑑みまして、簡易裁判所の管  
轄区域を変更することであります。即  
ち市川簡易裁判所管内の千葉県東葛飾  
郡鎌ヶ谷村を松戸簡易裁判所の管轄  
に、市川簡易裁判所管内の千葉県千葉  
郡津田沼町、大和田町、豊富村、陸  
村、及び二宮町を千葉簡易裁判所の管  
轄に、大月簡易裁判所管内の山梨県北  
都留郡大月村を上野原簡易裁判所の管  
轄に、屋代簡易裁判所管内の長野県埴  
科郡松代町、西條村、豊栄村及び寺尾  
町、来迎寺村、岸塚村及び塚山村を長  
岡簡易裁判所の管轄に、小千谷  
簡易裁判所管内の新潟県三島郡片貝  
町、大沢町を三田簡易裁判所の管轄  
に、石川飯田簡易裁判所管内の石川県  
鳳至郡町野町を輪島簡易裁判所の管轄

〔速記中止〕  
○委員長(小野義夫君) 速記を始め  
て……。次に、下級裁判所の設立及び管  
轄区域に関する法律の一部を改正す  
る法律案、最高裁判所における民事上  
告事件の審判の特例に関する法律の一  
部を改正する法律案、裁判所職員定員  
法等の一部を改正する法律案、犯罪者  
予防更生法の一部を改正する法律案、  
以上四案につきまして政府の御説明を  
願います。

○政府委員(龍野喜一郎君) 只今議題  
となりました下級裁判所の設立及び管  
轄区域に関する法律の一部を改正する  
法律案につきまして、提案の理由を説  
明いたします。

改正の要點は、次の三点であります  
す。第一点は、土地の状況及び交通の  
便否等に鑑みまして、簡易裁判所の管  
轄区域を変更することであります。即  
ち市川簡易裁判所管内の千葉県東葛飾  
郡鎌ヶ谷村を松戸簡易裁判所の管轄  
に、市川簡易裁判所管内の千葉県千葉  
村、及び二宮町を千葉簡易裁判所の管  
轄に、大月簡易裁判所管内の山梨県北  
都溝田沼町、大和田町、豊富村、陸  
村、及ぼ二宮町を千葉簡易裁判所の管

○委員長(小野義夫君) 速記を始め  
て……。次に、下級裁判所の設立及び  
管轄区域に関する法律の一部を改正す  
る法律案、最高裁判所における民事上  
告事件の審判の特例に関する法律の一  
部を改正する法律案、裁判所職員定員  
法等の一部を改正する法律案、犯罪者  
予防更生法の一部を改正する法律案、  
以上四案につきまして政府の御説明を  
願います。

○政府委員(龍野喜一郎君) 只今議題  
となりました下級裁判所の設立及び管  
轄区域に関する法律の一部を改正する  
法律案につきまして、提案の理由を説  
明いたします。

改正の要点は、次の三点であります  
。第一点は、土地の状況及び交通の  
便否等に鑑みまして、簡易裁判所の管  
轄区域を変更することであります。即  
ち市川簡易裁判所管内の千葉県東葛飾  
郡鎌ヶ谷村を松戸簡易裁判所の管轄  
に、市川簡易裁判所管内の千葉県千葉  
郡津田沼町、大和田町、豊富村、陸  
村、及び二宮町を千葉簡易裁判所の管  
轄に、大月簡易裁判所管内の山梨県北  
都留郡大月村を上野原簡易裁判所の管  
轄に、屋代簡易裁判所管内の長野県埴  
科郡松代町、西條村、豊栄村及び寺尾  
町、来迎寺村、岸塚村及び塚山村を長  
岡簡易裁判所の管轄に、小千谷  
簡易裁判所管内の新潟県三島郡片貝  
所管内の神戸市兵庫区道場町、八多町  
及び大沢町を三田簡易裁判所の管轄  
に、石川飯田簡易裁判所管内の石川県  
鳳至郡町野町を輪島簡易裁判所の管轄

付託すへ達せのすれ、せよ」と返詰  
をやめて……。

に、呼子簡易裁判所管内の佐賀県東松浦郡漢村を唐津簡易裁判所の管轄に、六角簡易裁判所管内の佐賀県杵島郡大町町を武雄簡易裁判所の管轄に、志津川簡易裁判所管内の宮城県本吉郡十三浜村を石巻簡易裁判所の管轄に、二戸簡易裁判所管内の岩手県二戸郡田山村及び荒沢村を盛岡簡易裁判所の管轄にそれ／＼変更しようと/orするものであります。

第二点は、簡易裁判所の所在地又はその名称の変更による厅名の改称であります。即ち高松地方裁判所管内の土庄簡易裁判所を序舎の都合により、同郡の淵崎村に移転し、これを瀬崎簡易裁判所と改称し、又簡易裁判所の所在地の名称の変更により、吉田簡易裁判所を富士吉田簡易裁判所に、波早中津簡易裁判所を中津川簡易裁判所に、柳河簡易裁判所を柳川簡易裁判所に、富島簡易裁判所を日向簡易裁判所に改称しようとするものであります。

以上第一点及び第二点につきましては、いずれも地元町村、関係官公署、地元弁護士会等の意向を十分斟酌して、最高裁判所とも協議して決定したものであります。

第三点は、市、町、村その他の行政区画に変更のあつたことに伴うこの法律の別表の改正であります。即ち從前の市、町、村が合併又は分離して新たに市、町、村ができる、又市町村の一部が他の市町村に編入される等裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更のあつたもの等につきまして、この法律の別表を改正しようとするものであります。

以上簡単ではありますか、この法律案の要点について御説明申上げまし

た。何とぞよろしくお願いいたします。  
次に、只今議題となりました最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申上げます。  
新憲法下における最高裁判所の職責の重大性に鑑み、民事事件に関する最高裁判所の裁判権を調整することが必要であるというところから、第七回国会において、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律が制定されたのであります。この法律は、御承知の通り、有効期間を施行の日から二年間と限られており、来る六月一日からその効力を失うこととなつております。政府におきましては、この法律が臨時特例法として制定された趣旨に鑑み、民事上訴制度の全般につき更に検討をする必要があるものと認め、最高裁判所事務総局の協力を得て研究を重ねて來たのであります。が、上訴制度を改革するについては、下級審における手続その他民事訴訟手続の全般に亘り根本的に再検討をする必要があるとの結論に達したのであります。そこで昨年五月法制審議会にこの点につき諮詢し、且下同審議会において銳意検討審議中であります。併し何分問題が重大でありまして、遺憾ながら未だ成案を得るにいたつていません。

所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の有効期間を、更に二年間延長し、その間に、民事訴訟法の改正につき成案を得るよう努力しないと存する次第であります。

これが、この法律案を提出した理由であります。何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、只今議題となりました裁判所職員定員法に関する改正について申上げます。今回の改正は、裁判官以外の裁判所職員の定員を八十四人増員しようとするものであります。その内訳は裁判所事務官及び雇合計七十人、裁判所技官及び看護婦合計十四人となつておりますが、このうち裁判所事務官及び雇の増員は、最近の実情に鑑みまして、事件の審理のための方策として、裁判所事務官及び雇をして、特に必要を認めた場合、裁判所の長の監督の下に、裁判所構内における警備に当らせ、或いは裁判長の指揮を受けて法廷における秩序維持に必要な命令の実施等を担当させるためのものであり、又技官及び看護婦の増員は、家事審判事件、少年事件その他家庭裁判所の事件の処理におきましては、医師としての技官及び看護婦の医学的見地からの調査が極めて重要であります。この種の職員の充実は、この際特に必要な事と考えられますので、未だその配置のない家庭裁判所にこれを新たに配置するためのものであります。

次に、前回の国会におきまして成立を見ました裁判所職員定員法等の一部

を改正する法律に関する改正であります。この法律の附則第三項におきましては、同法律により裁判所職員の定員が縮減されたことにより不利益な取扱を受けた裁判所職員につきましては、国家公務員法に定める審査請求に関する規定を準用しないこととなつております。この点は、御承知のとおりであります。この法律における御審議の後、その部分が削除されたのであります。そこで、その結果といたしまして、裁判所の職員と一般公務員との間に取扱の不均衡を生ずることとなりますので、この際右の附則第三項を削除いたしますことにいたしました。

最後に、検察審査会法に関する改正について申上げます。検察審査会事務官は、裁判所事務官の中から命ぜられることになつておるのであります。只今申上げました通り、前国会におきまして、裁判所職員定員法の一部が改正され、裁判官以外の裁判所職員の定員が縮減されましたので、これに伴いまして今回検察審査会法の関係規定について、これが調整をいたすこととなり次第であります。

以上、この法律案の内容につきまして概略御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

犯罪者予防更生法は、犯罪をした者の改善及び更生を図るために、その第

三章において更生の措置に関する規定を設けているのであります。更生措置を真に適切、周到且つ効率的に行なうためには、同章の規定中二三の点について改正又は補充を加え必要のあることが明らかになつて参りましたのであります。改正を要しまする分は、第二十九條及び第三十條の仮放の審理に関する規定と、第四十五條に規定されておりますところの仮出頭の停止、引致状による引致及び留置に関する規定であります。補充を必要としまするのは決定の告知に関する規定であります。犯罪者予防更生法の目的を達成するためには、この五点について本法に改正を加える必要がありますので、この法律案を提出いたしました。

員と矯正施設の職員との連絡・共助の関係についても合理化を図つた次第であ

第二は、引致に関する規定の改正であります。引致状による引致は現行法では仮出獄中の者だけに対し行うことができるのですから、実務の経験によりますと、仮出獄中の者だけに、反対意見の者、家庭裁判所で

の廻及取消に関する規定とを設けたのであります。  
第四は、引致された者の留置に関する規定である規定の改正でありますて、留置の対象は現行法では仮出獄中の者だけに限られておりますが、実際上更生の措置に遺漏なきを期するためには、仮退院中の者に対しましても、審理のため留置を必要とする場合がありますので、その必要に応じ得るよう改定を加えたのであります。

新たに設けたことがあります。中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会のなす決定については、本人に対

われてこの法律第12条によれば、被強制された者の権利を保護するため、裁判官のあらかじめ発する引致状により、保護觀察に付されている者を引致させることができるようにいたし、他方引致された者の人権を保護する趣旨で、引致後は特定の場合を除いては二十四時間以内に釋放しなければならない旨を規定いたしました。

第三は、この法律案の第二十四條の規定によれば、即ち保護觀察の停止に関する規定であります。これは現行第四十五條の中の仮出獄の停止に関する規定を改めたものであります。仮出獄の停止に関する現行法の規定は簡略に過ぎず、停止の効力について誤解を生ずる虞れもあるべきでありますので、今回は、仮出獄の停止という表現を除いて、保護觀察の停止と改めますと共に、停止の効果を明らかにし、更に一方では停止の範囲を必要とする最小限度にとどめ、他方ではこの处分により本人が不当に不利益を受けないようするため、停止に対する遵守事項違反を仮出獄取消の理由とすることができない旨の規定と、停止

象は現行法では仮出獄中の者だけに限られておりますが、實際上更生の指揮置に遺漏なきを期するためには、仮退院中の者に対しましても、審理のため置を必要とする場合がありますので、その必要に応じ得るよう改訂を加えたのであります。

第五は、決定の告知に関する規定を新たに設けたことであります。中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会のなす決定については、本人に対する告知を要することは事理上当然であります。所在不明の場合等の決済についても特別な告知の方法を定めておく必要がありますので、新たに第五十五条の二として、その規定を設けたものであります。

以上を以ちまして提案の理由と内容の概略を申上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決を願ふことをお願いいたします。

○委員長(小野義夫君) なお今御説明がありました法律案の中で、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改訂する法律案は、民事訴訟法改正に関する小委員会をして審査せしめたないと想います。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議ない認めまして、さように決定いたしました。

○衆議院議員（銀治夏作君）　只今御審議の件は、案になりました住民登録法施行法案について提案の理由を説明いたします。昭和二十六年六月八日法律第二百十一条で定める日から施行されることとなつておりますが、同法におきましては、その施行の際、市町村の住民について最初になされる登録に関しましては、規定が設けられていないのであります。これは同法施行の際の最初の登録につきましては、別に施行法を制定して、これにおいて最初の登録に関する規定を設ける趣旨であつたからであります。只今議題となつております住民登録法施行法案は、この施行法と相当するものであります。住民登録法は市町村においてその住民全部を登録することによって、住民の居住關係を公示し、その日常生活の利便を図ると共に、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とするものであります。従いまして、国民の利便並びに地元に登録することが必要であります。ただし最初の登録は住民登録制度の基礎となるものでありますし、市町村の住民全部を漏れなく正確に登録することが必要であります。

如何は、その後における制度の運用を左右すると申しても過言ではないかなどとあります。

この法律案は、昨年九月二十一日審議院法務委員会の決議いたしました住民登録法実施基本方針に基き、住民の登録の正確性を期することを眼目としているのであります。第一に、市町村は住民登録法施行の際、その区域内に住所を有する者については住民票を、本籍を有する者については戸籍の附票を作製すべきものとしていることであります。第二に、住民登録法施行の際、市町村の区域内に住所を有する者について、世帯主その他の者に住民票の記載事項について調査すべきものとしていることとであります。第三に、住所地と本籍地とを異にする者につきましては、「二箇所の登録」のため、住民票の記載事項を各世帯主に住民票の附票の作製を可能にすると共に、住民票の記載の正確を図るために、住所地と本籍地の市町村は住民票の記載事項に關し相互に通知をすることとしていることであります。第五に、最初のことを置くべきものとしていることがあります。第五に、住民登録法の施行に係る法律に所要の改正を加えることとしていることであります。

以上簡単ですが、この法律案の提案の趣旨及びその内容の概略を説明いたしました。何とぞ慎重御審議をお願いいたします。

○委員長(小野義夫君) 次に、議員派遣についてお諮りいたします。四月日に於ては、議員派遣の実情を調査するため、議員派遣を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議ない、認めます。なお派遣議員の人選、派遣日数等は便宜委員長及び理事長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議ない、認めまして、さよう取計ります。これにて本日は散会いたします。

午前十一時十八分散会





ことができる。

第四百八十二条但書を削る。

第四百九十九條第一項中「官報で」を「政令で定める方法によつて」と改める。

第五百條第一項中「訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に「を「裁判所の規則の定めるところにより、」と、同條第二項中「十日」を「二十日」に改める。

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 この附則で「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法いい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。
- 3 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。
- 4 前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続で新法にこれに相当する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。
- 5 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお旧法第三百九十三條第一項但書の規定を適用する。
- 6 新法施行の際までに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調については、新法施行後も、なお旧法第三百九十三條第一項但書の規定を適用する。
- 7 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続につい

ては、なお従前の例による。正式裁判の請求をすることができる期間についても、同様である。

8 新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに検察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がない場合には、新法第四百六十一條の二及び第四百六十二條第二項の規定にかかわらず、略式命令をすることができる。

昭和二十七年四月十日印刷

昭和二十七年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 庁